

※ 2021年1月1日から適用されるF. I. P. J. Pの執行委員会によって採択されたペタンク公式競技規則の改正点次のようになります。

第1条 対戦方法と各自使用のボール数

=フランス語表記のトリプレット・ドゥプレット・ティト・ア・テットは削除。

第2条 競技用公認ボール

3) 11歳以下の協技会では、選手については600g以上、6.50cm以上のボールを使用する。

= 3) 11歳以下の協技会では、選手については600g、6.50cmのボールを使用する。

4) 鉛をつけても砂で覆ってもいけない。

= 4) ボールは中空でなければならず、鉛、砂、水銀などの材料が含んでいないこと。

第3条 ビュット(ジャック)

4 ビュットの着色は許可され、何色でもよい、磁石で拾えるようにしてはならない。

=ビュットの着色は許可され、何色でもよい、磁石で拾うことができる。

第6条 試合の始まり:サークル関しての規則

9 投球サークルはすべての障害物から1m以上にまた禁止区域との境界線の1m以上離れたところに円を書くか、置なければならない。

自由な地面(テラン)での大会においては、他の使用中のサークルまたはビュットから2m以上離れなければいけない。

=自由な地面(テラン)での大会においては、他の使用中のサークルまたはビュットから1.5m以上離れなければいけない。

第7条 ビュットの有効と投球回数

1 選手によって投げたビュットは次の条件に適合している場合に有効である。

2) サークルおよびビュットがすべての障害物から最低1m以上離れていること。

また、他で使用中のサークル又はビュットから少なくとも2m離れていること。

=また、他で使用中のサークル又はビュットから少なくとも1.5m離れていること。

3) ビュットの位置が、すべての障害物および禁止区域の最も近い境界から、1m以上離れていること。

=ビュットの位置が、すべての障害物および禁止区域の最も近い境界から、50cm以上離れていること。別のサークルまたはビュットから1.5m以上離れていること。

2 次の2メヌ以後は、前メヌ終了時のビュットの位置を中心に、サークルを描くか置く。但し、次の場合はこの限りではない。

1) サークルが障害物から1m未満に位置するような場合。

= 1) サークルが障害物から1m未満、別の障害物から1.5m未満になります。

第12条 ビュットが覆い隠されたり移動した場合

3 トラブルを避けるために、選手は、ビュットの位置をマーキングしなければならない。

マーキングのないビュットやボールについては、いかなる抗議も認められない。=削除

第16条 最初のボールとその後のボールの投球

5 ボールあるいはビュットを濡らすことは禁止されている。=削除

第18条 ボールの投球とテランを出たボール

1 いかなるものでも、試し投げ（練習）のために試合中にボールを投げることをしてはいけない。

=1 絶対に誰でも、試し投げ（練習）のために試合中にボールを投げることをしてはいけない。

第22条 ボールが移動した場合

1 いったん停止したボールが、風や地面の傾斜により動いた場合はマーキングしてあれば元の位置に戻す。

第23条 自分のボール以外のボールを投げた場合

2 同一試合中に、同じ選手が再び同じ違反をした場合は、その選手が投げたボールは無効とし、そのボールによって動かされた他のビュットおよびボールなどはマーキングしてあれば元の位置に戻す。

第32条 チームや選手の欠席に対する刑罰

4 試合開始あるいは試合再開から1時間経過してもコート（テラン）に現れないチームは棄権によって負けとなる。（不戦敗となる。）

=4 試合開始あるいは試合再開から30分経過してもコート（テラン）に現れないチームは棄権によって負けとなる。（不戦敗となる。）

第33条 遅刻したプレーヤーの到着

2 不在選手が試合開始後、1時間以上経過してから現れた場合、続行中の試合出場することは認められない。

=2 不在選手が試合開始後、30分以上経過してから現れた場合、続行中の試合出場することは認められない。

第33条 遅刻したプレーヤーの到着

5 メーヌは、ビュットが投げた時に、その有効無効かわらず、開始されたとみなす。

時間制限の試合においては、特別な措置を採用することができる。=削除。

第35条 罰則

1 試合中にこの規則を守らない選手には罰則が適用される。

第36条 悪天候の場合

雨の場合は、開始したすべてのメーヌは終わりまで行う。

=大雨などの悪天候の場合は、開始したすべてのメーヌは終わりまで行う。

第37条 新たな試合の場合

新たに開始宣言をした後（2回戦、3回戦、・・・）、いくつかの試合が終了していない場合、審判員は競技委員会の意向を受け、競技大会の円滑な運営のため必要と判断するすべての決定をくだすことができる。

=新たに開始宣言をした後（2回戦、3回戦、・・・）、いくつかの試合が終了していない場

合、審判員は競技委員会の意向を受け、競技大会の円滑な運営のため中止の決定をくださることができる。

第39条 無作法な言動

1 無礼な言動の罪を犯した選手や、指導者・審判員・他の選手観客に対する暴力の罪を犯した選手は、その程度により次の1つないし、2つ以上の罰則が科される。

4 上記2)の制裁は、審査委員会によって科せられる。

= 4 上記2)の制裁は、審査委員会または組織委員会によって科せられる。

※Q、ビュットにマーキングはいつするのですか？

A、第12条3項より「トラブルを避けるために、選手は、ビュットの位置にマーキングをしなければならない。」とあります。 =この項目は削除になりました。 そのため次の条項で、マーキングすることになります。

第6条8項は既成のサークルにマーキングで、次からはボールやビュットに対してのマーキングです。

第13条2項・第15条3項・第20条4項・第22条1項・2項・第23条2項・第24条1項・第25条・第27条2項。